

1 権利の主体

1 権利能力・意思能力・行為能力

	意義	適格	能力を欠く者の 行為の効果
権利能力	私法上の権利・義務の帰属主体となる地位・資格	自然人・法人	権利・義務が帰属しない
意思能力	行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力	具体的行為ごとに判断(7～10歳程度の能力)	無効
行為能力	単独で確定的に有効な法律行為をなすうる地位・資格	未成年者(5条)・成年被後見人(9条)・被保佐人(13条)・補助人に同意権が付与されている場合の被補助人(17条)につき制限	取り消すことができる

2 権利能力

(1) 始期と終期

始期	人の権利能力は、出生時に発生する(3条1項) ※ 胎児に関しては例外あり
終期	自然人の権利能力は、死亡によって消滅する